

深谷市公営企業告示第2号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、深谷市環境水道部企業経営課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

深谷市下水道事業

深谷市長 小島



- 1 供用を開始すべき年月日  
令和2年4月1日
- 2 下水を排除すべき区域  
深谷市東方、岡及び上野台地内の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
2に示された区域内の下水道管渠
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道及び流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
深谷市上敷免2番地 深谷市浄化センター  
深谷市岡1番地1 深谷市岡部浄化センター
- 6 縦覧場所及び縦覧期間  
(1) 縦覧場所 深谷市環境水道部企業経営課  
(2) 縦覧期間  
令和2年4月2日から4月15日まで（深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）  
午前8時30分から午後5時15分まで